

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 7月 1日～ 令和 6年 6月 30日までの 3年間

2. 内容

目標1：「ワークライフバランス」「働き方改革」の啓発、推進活動を行う

<対策>

- 令和 3年 7月～ 有給休暇の取得推進  
(一人6日以上/年の取得を目指す)
- 令和 3年 7月～ 時間外労働削減を目的とした課題と対策の確認  
(時間外労働が多い場合、上長が対策を考え削減に努める)
- 令和 3年 7月～ テレワークの推進  
(テレワークできる環境を整える)

目標2：育児休業ならびに育児短時間等を取得しやすい環境の整備と啓発活動を行う

<対策>

- 令和 3年 7月～ 「育児休職」「時短勤務」のPR 継続実施
- 令和 4年 9月 改正育休法に基づき男性の育児休職取得制度の更なる周知・啓発